

# 知恵の樹

No. 205 2016.9.27

町田の図書館活動を  
すすめる会

代表：手嶋 孝典  
[tejitaka@f8.dion.ne.jp](mailto:tejitaka@f8.dion.ne.jp)

## 開館 10 周年の文学館に思う

町田市民文学館学芸員 神林 由貴子

群馬の片隅から町田に出て来て早 10 年。町田市民文学館での日々は、あっという間でもあり、常に何かに追われて立ち止まる余裕がないままの 10 年でもありました。文字通り、右も左もわからぬ状態での怒涛の開館準備、展覧会の大波小波、その波間には学習事業にも関わってきました。これらを通して、何人もの方々と触れ合う機会を得られました。

今年は、0～1 歳児のおはなし会「ちちんぷいぷい」の卒業生が入学式の帰りにお母さんと一緒に文学館に立ち寄ってくれました。「子ども俳句教室」に参加していた小学生が中学受験の合格を報告しにきてくれました。中学生の職場体験の生徒がいつの間にか大学生になって、文学館を利用してくれたり...知り合えた人たちが成長して戻ってきてくれるのは、文学館が港になれた気がして、とても嬉しいものです。もちろん子どもたちだけではありません。講演会やおはなし会、展覧会などに何度も来てくださる方、或いは、初めての方が楽しんだり満足したりという様子を見ると、文学館が憩いの場となり得たように思えます。

展覧会では、町田ゆかりの作家の顕彰を中心に、今夏までに 40 回を超える展覧会を開催しています。ご紹介した中には、誰もが知っている有名な作家も、埋もれていた作家もいます。その多くが町田市との関係性の中で語られることはありませんでしたが、文学館の趣旨を理解して下さった作家や関係者の方々のご協力を得て、文学館ならではの視点で、作家や作品の魅力を伝え、作家と市民を繋ごうと努め

てきました。時として、入館者数や参加者数という抽象的かつ現実的な記号に翻弄されることが多いですが(それも重要ではありますが...)、こういったモノサシでは計りようのない効果や価値、具体的な人とのつながりが、確実にこの 10 年の間に生れてきたのではないかと考えています。

文学やことばの魅力や楽しさを知ってもらうことによって、それに触れた多くの人々が新たな世界観や生きがいを発見し、心豊かな人生を実現できるようにすること、町田市の文学財産を多くの人に知ってもらい将来に継承していくこと——こういったことを目指して文学館は活動を続けてきました。しかしながら、文学館の活動はおろか存在すら知らない市民の方が多いのが現状です。

今年は開館 10 周年。文学館ユーザーの方はもちろん、文学館に足を運んだことのない方々にも、興味を持ってもらえるようなイベントを企画しています。10 月 22 日からは、開館以来温めてきた企画でもある「八木重吉—さいわいの詩人(うたびと)—」展を開催。八木重吉記念館秘蔵の門外不出の貴重な資料の数々により、相原生れの夭折の詩人・八木重吉の至純な詩の世界をご紹介します。12 月 2 日には、「森村誠一写真俳句コンテスト」のハイライトとして角川春樹氏の講演会を、12 月 18 日には、遠藤周作没後 20 年を記念し、遠藤龍之介氏や阿川佐和子氏らによる座談会を開催します。

私たちはこういった事業を通して、文学館がこれまでの 10 年間に行ってきたことを振り返り、生活や

人生に文学が必要なのかを問いかけ、今後に向けて文学館が市民のニーズにどう応え、どんな役割を果たしていくべきなのかを考えていければと思います

す。そして、一人でも多くの方に文学館を知ってもらい、文学館の支援者になっていただければと願っています。

## 町田市図書指導員制度の抜本的改革を！

### 学校図書館を考える会 清水 陽子

町田市の学校図書館に配置されている図書指導員(以下指導員)の謝礼金が 2016 年度から資格を持っているかどうかで 2 段階になったことによる混乱については知恵の樹 203 号に書かせていただいた。その後、この問題に関する単独の説明会は設けられず、6、7、8 月と 3 回の研修会の中で、参加した指導員に対し直接説明し質問を受けた。

#### 指導員の質問・意見

5 月になって配布された資格の所持を問う通知により初めて謝礼金の変更を知らされたこと、示された理由は納得できるものではないこと、一方的に減額を言い渡されたことなどに対する行政への不信感、同じ学校で同じ仕事をしながら(現在 1 人でしているところは少なく平均 2.2 人/校)資格を持っているかどうかで謝礼金額が違ってしまいうりにくさ、また、資格の有無による仕事の内容を教育委員会が明記していないこと、町田市の学校図書館をこうしたいというビジョンに基づく変更であるべきではないかなど、教育委員会の姿勢をも問う様々な質問・意見が噴出した。

多くの指導員がボランティアとして子どものために頑張ってきたことが、何の検証も評価もなされないまま、資格を持っているかないかで、謝礼金額に差を付けられたことにより、憤りやむなしさを覚えている。

#### 指導課の回答

指導課長は今回の変更について前もって説明しなかったことに対しては謝罪したものの変更は撤回せず今年度はこの変更を実施すること、予算が削減されたために減額したのではなく、あくまでも学校図書館法が改正され学校司書の配置が努力義務となったことを受けての変更だと、説明した。さらに、謝礼金については変更したがこの制度自体を直ちに変わるつもりはなく、将来的に学校司書を入れる意向ではあるが、状況を鑑みながら緩やかに移行する

という説明を繰り返すばかりだった。

#### 考える会では

このようなことが起こった原因は、市内の学校図書館の学校間格差、優秀な指導員の市外への流出などの原因とも同じで、図書指導員制度が有償ボランティアというあいまいな身分を根底に成り立っている制度であることに問題点があり、この制度自体を改めることが必要だと考え「町田市図書指導員制度の抜本的改革を求める請願」に取り組んだ。

#### 現在の制度の問題点

図書指導員制度は正式な契約に基づいた仕事ではないので、職員として責任を持つ仕事はできず、教員の補佐をするものと規定されている。実際には 1 日 4 時間週 5 日、学校司書に近い仕事を期待されている場合もあるが、ボランティアという身分なので教科での図書館利用における教員との連携、図書館など外部との連携は保障されず、研修も強制で参加させることはできない。

従って研修によるスキルアップの機会を全員が得られるわけではなく、学校間の情報の共有も困難で学校間格差が広がる要因になっている。報酬についても、ボランティアに対する謝礼金であるため、減額するのも簡単に考えられている。

また、公募に依らず校長裁量で指導員を依頼しているため、狭い範囲(交通費が支給されないことも)、限られた人脈で人材の確保しなければならない状況がある。しかも、管理職や教育委員会が指導員の活動の実態を正確に把握しておらず、この制度の検証もされていない。

さらに、2015 年に改正学校図書館法が施行され「学校司書」の職名が明記され学校司書の重要性は認められており、法の精神をくみ取るのであれば有償ボランティアではなく、職員としての配置は必須である。

## 請願 そして

町田の子どもたちを自分の頭で考え判断し行動できる、自立した子どもに育てるために、高い資質と意欲を持った学校司書が教員と連携し学校図書館の活用を積極的に推し進めなければならない。そのために

1. すべての小中学校に専任・専門の学校司書を公募で配置すること。
  2. 1. を達成するため、ただちに制度設計を行い、実施に取り組むこと。
- の2点を請願とした。

請願は9月15日に文教社会常任委員会で審議され、全会一致で採択すべきものとされた。議員か

らは制度設計はいつまでにできるのか、地方交付税はどうなっているのかなど、前回の請願の時に比べ前向きな質問が目立った。

今は10月4日の本会議の議決を待つ状況だが、2011年に「公募での学校司書配置」の請願が採択されているながらその後進展しなかったことを教訓に、これは学校司書配置に向けスタートラインに立ったに過ぎず、今後さらに指導課との面談などを重ね努力していかなければならないと兜の緒を締める思っている。

請願のための署名など多くの方にご協力やご助言をいただいたことに心より感謝いたします。ありがとうございました。(会員)

## 嘱託労執行委員長に就任して — 私たちの職場を守る努力をします! —

三役、執行委員ともども、暖かく見守ってください

自治労町田市図書館嘱託員労働組合 執行委員長 浦野 千春

はじめまして、忠生図書館の浦野千春と申します。この6月から、図書館・文学館の嘱託員で構成される労働組合の執行委員長という大任を仰せつかりました。2011年の4月に勤め始めてから、中央図書館整理担当として四年、忠生図書館で二年目を迎えます。図書館六年生といったところでしょうか。

当初、整理担当に配属と聞いた時には、一日中図書館の本を整理する担当なのかと真剣に体力の心配をしたものでした。ふたを開けてみれば、なんと図書館に入れる本のデータを管理したり、購入する本を決める選定会議の事務作業をしたりする夢のようなお仕事! 同時に、町田市立図書館では、今となっては珍しいと聞く「見計らい(現物選定)」を行っていることに感激しました。選定にしても、忠生図書館の開館準備にしても、図書館司書として願ってもない経験をさせていただき、心から感謝しています。

その大切な図書館が、今、大きな転機を迎えようとしています。現在、町田市図書館は市の直営(教育委員会が管理する教育機関)ですが、昨今図書館業界に押し寄せる業務委託化の波にもれず、運営形態の検討が重ねられているのです。私が執行委員長に立候補したのは、そういった流れに対する危機感からでした。自分の能力不足、未熟さは重々承知の

上でしたが、今自分ができる限りのことをしなければ、絶対に後悔する。そう痛感していました。

嘱託員にとっては、図書館の運営体制の変更は雇用の危機という切実な問題です。私自身も、一嘱託員として直営堅持を願わずにはられません。ですが、果たして利用者の皆さんにとってはどうなのか。

ほとんどの方にとって、図書館への一番の要望とは、話題の本が揃っていて、朝から夜まで長時間開館していることなのかもしれません。そういった変化以外は、図書館の中の人間が市の職員だろうと、委託された派遣社員だろうとあまり気にしないという方が大多数だと思います。

他方で、業務委託されたら失われるものもたくさんあるでしょう。選定会議もその一つ。選定会議では、各館の代表者が集まり、実物の本を一冊一冊吟味します。同じ題材の本でも、読みやすさや内容の充実度は様々。その中から自分の館にとって最も有用な本を選んだり、町田に関連する本を見つけたら優先的に購入したりしています。そうした手間暇をかけることによって、限られた予算の中で利用者のニーズに応え、町田ならではの蔵書構成をつくりあげているのです。図書館業務の効率化は重要な課題ですが、

そういった手間を惜しみ、資料の所蔵や除籍に関してデータや効率性を優先する図書館は、ただの貸本屋と言われても仕方がないというのが私の率直な感想です。

町田市「にある」図書館ではなく、町田市「の」図書館として、今後どのような図書館を目指していくべきなのでしょう。我々職員の図書館である以上に、利用者の方一人一人の図書館です。生意気なことを言うようですが、指定管理という選択肢も含めて、どんな図書館を望むのか、将来どんな図書館が自分の街

にあってほしいのか、一人でも多くの方が一考し、声をあげていただけたらと願っています。

大きな波の前で、我々嘱託員にできることは多くはありません。が、「それでもやっぱり直営がいいね」と一人でも多くの方に感じていただけるよう、一層スキルアップとサービス向上に励むことが今の目標です。新米執行委員長として、どのように嘱託員と図書館に貢献できるのか思い悩む毎日です。どうか、三役、執行委員ともども、暖かく見守っていただければ幸いです。

## 寺田さんの蔵書の行方

町田市民文学館 守谷 信二

前町田市長・寺田和雄さんが大変な読書家であったことは、彼を知る誰もが折に触れて指摘するところである。ご自宅の居間や書斎、寝室にまで何本もの書架が立ち並び、1冊1冊きちんとパラフィン紙でくるまれた蔵書がぎっしりと詰まっていた。市長という役職柄、行政資料や市民から贈られた本はむしろ多いが、ご自身が集められた文学や山に関する本が圧倒的に多い。雑誌などもふくめれば、おそらく全体で5,000冊は優にあっただと思う。

寺田さんは、昨年5月にご病気で亡くなられたが、お元気な頃から自身が亡くなった後の蔵書の行方を気にされていて、図書館や文学館に在籍していた私は何度かご相談を受けていた。できればすべてまとまった形で保存したいというのが寺田さんの意向で、特に若い頃から集めてこられた山岳図書のコレクションには強い思い入れがおありだった。

山岳図書といっても内容は多様である。登山技術やガイドはもとより、動植物、気象、民俗、詩歌、紀行、絵画、写真など広範にわたる。寺田さんの蔵書

には、小島烏水や大島亮吉、藤木九三といった著者の初版本や戦前の山岳雑誌など貴重なものも多く、将来文学館の良いコレクションとなりうる。そこで、文学館の職員会議に諮り、開館後しばらくしてから、少しずつ寄贈をしていただくことにした。

そのような経緯もあって、没後私はご遺族から他の本も含めた蔵書の整理を託された。

図書館や文学館にも話をし、この1月何日かに

分けて、山岳関係を中心に約1,000冊を文学館で、その他の文学や地域資料など500冊弱を市内の各図書館で受け入れた。残りはご遺族の了解をいただいて、寺田さんが生前から懇意にされていた古書店に引き取ってもらった。

図書館で受け入れた本は、すでに各館の蔵書として市民の利用に供されている。また、生前の寄贈分と合わせて2,000冊ほどになる文学館の山岳図書コレクションは、これから公開のための整理を進めなければならない。

寺田さんが折々に集められた蔵書は、結局一部を除いて散逸を免れなかったわけだが、多少なりとも図書館や文学館の蔵書として、これから市民の利用に供されることになる。

せめてこのことをご報告して、心から本を愛された故人に、お許しを乞うこととしよう。(会員)

### 寺田さんの追悼文集

#### 『まち想い 人思い—寺田和雄さんを偲ぶ』

追悼文集が刊行されました。故人が生前各紙誌に発表した単行本未収録の文章14篇、寄せられた追悼文83篇、森村誠一氏ほかの弔辞などを収録。寺田さんの隠れた業績、人となりを知る好著です。A5判、口絵6頁、本文242頁、頒価5,200円(送料込み)。購入希望の方は、直接守谷か、または書留で下記宛お申込みください。〒195-0054 町田市小野路町950番地 小島資料館 小島政孝宛

# 講演会「図書館における指定管理者制度導入について考える

## ～制度の概要と政府の動向～ (1)

講師：松岡 要さん(日本図書館協会元事務局長)

去る9月4日(日)午後2時30分～4時40分、町田市立中央図書館ホールにて松岡要さんの講演会が68名の参加を得て実施された。紙面の都合により、3回に分けて連載することをお許しいただきたい。

図書館事業への指定管理者制度導入は、図書館本来のあり方に照らしてなじまないばかりか、指定管理者制度からも逸脱している状況が明らかになっているが、依然として導入しようとする動きは止まっていない。町田市でも導入が現在検討されているが、それは何故なのか。政治的な動き、行政的な流れを中心にお話しいただいた。なお、講演のレジュメ&資料は町田の図書館活動をすすめる会のホームページで見ることができる(<http://machida-library.jimdo.com> または「町田の図書館活動をすすめる会」で検索)。

(報告：神尾陽子・手嶋孝典)

### 1. 指定管理者制度とは

#### (1) 公の施設

地方自治法 244 条「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」として 1963 年に制度化されたもの。住民の権利としての利用を認めた大変重要な条文である。

指定管理者制度は、2003 年の地方自治法の改定にともない創設された制度である。地方自治法 244 条の 2 第 3 項に「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより...地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。」と規定された。目的は民間企業の参入を許すことであり、総務省は「民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的」と説明し、「経費の節減」が謳われていた。

#### (2) 行政サービスの民間開放

「官から民へ」の流れが具体的になった。

管理運営を「丸投げ」するため、指定管理者にその行政サービスについてのノウハウがあることが前提となっている。

競争入札ではなく、行政処分である。従って議会の関与が必須要件になっている。

管理期間を限定しているが、ビジネスチャンスを増やすことが狙い。施設ごとにそれぞれについての指定管理をする。サービスにより得た収入は指定管理者の収益にすることができる。

#### (3) 制度化以降の政府方針の動き

政府方針が変化し、成熟した制度ではないことが露呈した。例えば、2008.6.6 総務事務次官通知は、公共サービスの水準の確保が中心であり、それ以降、「経費節減」を言わなくなったのが特徴である。

他にも、2010.12.28 総務省自治行政局長通知では、労働法令の遵守など制度が非常に未熟であることが完全に露呈してしまった。指定管理者制度がワーキングプアーを生んでいるということが国会(総務委員会)で審議された。そのことを総務大臣が認め、それを受けてこの文書が出された。

#### (4) 行政運営の劣化を招いている

指定管理者制度の仕様書を作る企画立案も委託する事態について、行政職員の企画能力の低下、欠如が指摘されている。選択、評価能力の欠如により、個々の行政サービスに沿った評価基準が持てない現状がある。

### 2. 図書館への指定管理者制度適用

#### (1) 図書館の管理運営の基本

公立図書館は自治体が設置し、教育委員会が管理するというのが制度上の基本であるが、長部局所管の図書館が増えている。

教育機関としての図書館が自立して運営することは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 30 条に「地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他教育機関を設置する」とある。図書館は法律的根拠を持つ教育機

関である。

地教行法第 30 条の教育機関とは、「教育、学術、および文化(以下「教育」という。)に関する事業…を行うことを目的とし、専属の物的施設および人的施設を備え、かつ、管理者の管理の下にみずからの意思をもって継続的に事業の運営を行う機関である」と文部省初等中等教育局長が 1957 年に回答している。つまり教育委員会の管理の下にあるが、図書館として自立して運営することを求めている。長部局から独立、自立した行政委員会である教育委員会が管理する図書館は、その教育委員会からも自立している。

司書を中核とした運営というのは、図書館法には司書を置く規定がある。必置かどうかはともかく、図書館の設置及び運営上の望ましい基準(2012 年 12 月 19 日 文部科学省告示)で「司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上」などに努めることを規定している。つまり、司書を中心とした「管理運営体制の構築」を求めているのである。

2008 年の社会教育法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆・参両院)もある。

## (2) 図書館の特質

中味の伴うコンテンツ(資料、蔵書)を持つ「コンテンツ機関」である。

社会教育法は一般法である地方自治法に優先する(2003 年国会総務大臣答弁)。

民間に図書館の管理運営のノウハウはない。図書館の継続的な運営・管理というレベルまでノウハウを持っているかは疑問がある。

図書館には無料の原則があり、指定管理者は図書館の基本的サービスから収益を得ることは不可能である。教育機関、教育施設が儲けるようなことをやることは先ず考えにくい。

図書館は連携協力を前提とする事業であり、競争とは無縁である。

指定管理期間があるため、5 年の間にコレクション形成、専門性の蓄積ができない。

指定管理者施設は、単館を単位としているが、複数の図書館を持っている所は、図書館組織を形成している。単館ごとの指定は、図書館組織の分断、破壊につながる。特別区は図書館ごとに指定管理者が違う所があるが、一元管理ができる道理がない。

総じて指定管理者制度は、図書館にはなじまない

(2008 年文部科学大臣答弁、2011 年総務大臣発言)。

## (3) 実際

導入状況の特徴は、図書館全体への導入は 15% に過ぎないが、特別区は、49% と異常に多い。また、図書館の場合は企業が多く、79% を占める(指定管理施設全体では 19%)。

## (4) 顕在化した問題点

指定管理者になったら、サービスが拡大したといわれているが、それは本当か?

学校図書館への影響だが、公立図書館は学校および学校図書館との連携・支援を仕事としてやっている。仕様書にも書かれているが、指定管理者が学校図書館と連携するとなると学校教育の視点からどうか、学校教育を民間に委ねかねない事態がある。

地方公社・自治体の外郭団体等による指定管理については、少なからずあるが、安定的に専門性が蓄積できるような体制が必要である。

NPO 法人による指定管理のケースはかなりある。図書館で働いていた非常勤職員の人たちに教育委員会が NPO の起ち上げを促して指定管理者に指定する。これは意欲的なサービス展開などを行っている例が多く見受けられる。しかし、継続的、安定的雇用、地域における NPO 法人、地域をよくするために活動している団体を支援する役所の仕事そのような視点からこの問題をどう考えるかを抜きに NPO だからいいだろうという訳にはいかない。

指定管理者を「管理」するチェック機関を設けようというのは、指定管理者制度から完全に逸脱した行為である。果たして教育機関といえるか。

## (5) 指定管理者制度の問題は図書館が焦点

マスコミも含めて指定管理者問題で話題になるのは、図書館だけである。武雄図書館が公の施設を営業の場に露骨にした。指定管理者の制度と一緒に行政財産の目的外使用の手続きの制度を使って武雄図書館の管理・運営を行なった。指定管理者制度から逸脱した同時に、行政財産の目的外使用制度を使ったということだが、市長の説明によっても目的外使用の手続きをしたか疑問である。(次号へ続く)



## 第 16 期図書館協議会 第 10 回定例会報告

2016 年 7 月 28 日(木)午後 3:00～5:00 中央図書館・中集会室 傍聴者 2 名

### 【報告事項】

《館長報告》 館長欠席のため、副館長が報告

1、第 4 回教育委員会:蔵書点検の結果:忠生図書館、文学館で実施。

2、町田市子ども読書活動推進計画推進会議 第 11 回 7 月 1 日(金)

小学校PTA連合会からの委員が欠員に。小学生保護者の意見をどのように取り入れていくかが課題。

＜参加した委員より＞

・子どもたちに情報が届くように工夫が必要。学校で読み聞かせは、各学校でレベルが違う。フォローが課題。

・小学校保護者については公募も考えられるのでは。教員は、図書館研修が必要なときに受けられる制度が必要。

Q:学童保育所の関係者は入っているか⇒学童保育関係者は委員に入っていない。児童青少年課が子どもセンターを通して学童保育クラブに働きかけている。

意見:幼稚園保育園で団体登録を利用しているのが 28 団体というのは少ない。団体登録制度を知らない幼稚園もある。園長会などに行ってチラシ配布でも助かると思う。

3、成瀬コミュニティセンター受け渡しサービスの開始(7 月 1 日):再オープンに伴い、サービスを開始。1 日当たり平均 23 冊ほどの貸出。想定を上回る。

### 《委員長報告》

1、第 1 回生涯学習審議会 :第 1 回目は制度の仕

組みなどについての説明があった。次回諮問がでる。

### 【協議事項】

1、2015 年度図書館評価の外部評価の依頼

### 【その他】

1、成瀬コミュニティセンターのオープンに伴うかえで文庫の活動について

当初計画が変更され、図書館から団体貸出で

借りた本の貸出が不可能に。古いものは使ってはいけない、ぶつかったら危ないので机は置けないなど制約あり。小さな机とスツールは買ってもらったが、貸出用で本を読むのには使えない。机を寄贈してくださる方が現れた。⇒施設管理者側はフリースペースに机を置くことで、事故が起きたらと考える。調整の必要。

2、ホームページの更新について

業者に更新を依頼するタイミングでリンクなどを入れるということだったが、更新の時期はいつか。⇒月々で更新を依頼するが、1 回やるごとにお金がかかるので、いつできるかは約束できない。

3、図書指導員の謝礼の変更についてその後の報告

指導課が研修時に指導員に説明し意見を聞いている。指導課からは再変更、見直しなど提案なし。

### 第 26 回 多摩デポ講座のお知らせ

徳原直子氏 講演会「国立国会図書館の蔵書デジタル化計画とまちの図書館、読書の未来」

日時:10 月 6 日(木) 午後 6 時 30 分～8 時 30 分

会場:国分寺労政会館 3 階 第 2 会議室

参加費:無料

事前申込不要です。当日直接会場へお越し下さい。

### 講演会のお知らせ

多摩地域の図書館研究 第 10 回

多摩市立図書館の再構築を目指して

- 公共施設の見直しに抗して -

講師:青木洋子さん

(多摩市に中央図書館をつくる会 代表)

日時:10 月 2 日(日) 午後 2 時～4 時半

会場:関戸公民館(愛称ヴィータ)

8 階 第 1 学習室

京王線聖蹟桜ヶ丘駅 西口から徒歩 2 分



## 例会 7/26 (火) 報告

- ・16:30～No204 印刷他(清水・丸岡・手嶋)
- ・18:00～20:40 中央図書館・中集会室

出席: 飯野、石井、神尾、久保、清水、菅原、鈴木(真)、手嶋、増山、丸岡、山口

### 議題

#### 1. 会報について

No.205: 巻頭言 文学館開館 10 周年を迎えて、記事候補 寺田前市長の蔵書の整理について(守谷)、嘱託労執行委員長の就任あいさつ(浦野)、9/4 講演会報告、社会教育研究全国集会の報告、8 月上旬開催の生涯学習審議会報告(山口)、図書指導員謝礼の金額変更について(清水)、野津田の会の活動について(久保)を掲載予定

#### 2. すずめる会のリーフレットの改訂について

増山、高橋が引き続き担当し、検討する。

#### 3. 世話人の追加について

書記(会則では書記、しかし実態は記録担当)

嘱託労の担当執行委員(飯野、兼田)が担当。

会計監査・会議室等の予約

吉岡課長が引き受けてくださったことを報告⇒承認。

#### 4. 今年度の活動計画について

図書館見学会

紫波町立図書館(岩手)、南相馬市立図書館(福島)、一関市立花泉図書館(岩手)などが挙がっているが引き続き検討する。

#### 5. 夕涼み会について

8 月 30 日(火) 午後 6 時半～、たがまや(15 人以上だと貸切り可)、会費 3,500 円

#### 6. 講演会について

9 月 4 日(日) 午後 2 時半～4 時半 中央図書館ホール(講師控室として小集会室を確保)

講師: 松岡要さん テーマ: 「指定管理者制度」

(国の動向や制度について話をしてもらう)

チラシを 8 月上旬までに作成する。

当日は午後 1 時集合、午後 2 時開場。

まちだ自治研究センターに助成を申請(後援)。

#### 7. 資料費増額の取り組みについて

「知恵の樹」204 号に投稿があり、投稿のお願いも同号に掲載した。⇒状況を見ながら、引き続き

検討。

#### 8. としょかん子どもまつりの実行委員の選出他について

齋藤さんに打診する(丸岡さんとの 2 名体制も考える)。

#### 9. 図書指導員謝礼の金額変更について

8/29(月) 学校図書館交流会開催

年度途中に一律日額 3,000 円の謝礼を、司書・司書補・司書教諭有資格者の謝礼を 1 日 3,500 円、無資格者の謝礼を 1 日 2,500 円に一方的に変更した。有償ボランティアという制度が問題と考え、制度改革を求める市議会への請願に取り組む。

#### 10. 「次期 5 カ年計画行政経営改革プランの概要」について

### 報告

#### 1. 団体及び個人からの報告

野津田・雑木林の会: 中央図書館児童コーナーで「小さな自然」の展示中。10/1(土)に「郷土の詩人『八木重吉』ふたたび」を開催する。会場は、農村伝道神学校敷地内の「のづた里山の家」。

嘱託労: 担当役員が変更になった。佐々木・菅原 ⇒ 飯野・兼田

まちだ語り手の会: 語り手養成 7 回講座のうち、1 回目が終了。

かえで文庫: 7 月成瀬コミュニティセンターに引越した。備品等 20 万円の話は、ご破算になった。せめて古い机・椅子を置きたいが借用できない状態。

### 《編集後記》

9 月 4 日の松岡要さんの講演会は、レジュメの充実ぶりもさることながら、資料がたくさん用意されていた。国が地方自治体に対し、指定管理者制度の導入を地方交付税の算定(トップランナー方式)などでかなり露骨に迫る実態がよく理解できた。また、文部科学省が検討を進めている「文教施設における公共施設等運営権(コンセッション)」の導入の話聴いて、図書館は指定管理者制度で打撃を受けているのに、もしそうになったらと想像しただけで、背筋が凍る思いだった。自治体の行政職員の企画能力の低下、欠如も指摘された。地方自治の破壊が目的なのか? (T2)